

2018. 12. 4 第35回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第35回口頭弁論期日が終わりました。

地層の前後関係を判断する際に用いられる「切り切られ関係」について説明する準備書面39を陳述しました。前回の準備書面38を補足するような内容です。断層相互間に「切り切られ関係」（「交差切りの法則」）を用いることは誤りであることを説明しました。従って、浜岡原発の敷地内にあるH断層系の断層と、A-17断層グループの断層との先後関係を「切り切られ関係」で説明しようとしている中部電力の主張は誤りです。A-17断層グループの断層は活断層だという私たちの主張は正しいのです。

なお、前回の法廷での私たちの主張の概要の説明に対し、被告は、「これまでの訴訟の経過に照らし事実と反する」部分があると私たちを非難しています。津波高について言えば、私たちは、中部電力が作った防潮壁は高さが足りず、津波対策として不十分であると主張していますが、それに対し、中部電力は、いろいろ検討した結果それで十分だと言うだけです。津波高についての解析結果を示していると中部電力は言います。示されたのですが、何故、内閣府の想定よりも低いものでいいのかが、私たちには理解できません。規制委員会の審査会でも、規制委員会は、中部電力に対し、何故、内閣府の想定は現実的でないというのかと質問していて、再検討を求めていると言います。納得できない説明では、説明を尽くしたとはいえないのではないのでしょうか。

さて、前回の口頭弁論期日から2か月と少し経ちました。その間にあったことを振り返ってみます。

伊方原発の関係で4つの裁判所の決定がだされました。

9月25日に広島高裁で、伊方3号機の運転差止を認めた即時抗告審決定に対する保全異議申立てについて、運転を認める決定がありました。

9月28日には、大分地裁で、伊方3号機の運転差止仮処分申立てについて、申立てを却下する決定がありました。

10月26日には、広島地方裁判所で、伊方3号機の運転差止仮処分申立てについて、申立てを却下する決定がありました。

そして、11月15日には、高松高裁で、伊方3号機の運転差止仮処分申立て事件の即時抗告審で、棄却決定がありました。

いずれも、運転差止を認めない決定でした。広島高裁の決定では、破局的噴火の可能性が抽象的可能性にとどまる限りその噴火を容認する「社会通念」があるとし、運転を差し止めるには、噴火が発生する可能性を相応の根拠をもってしめさなければ

ばならないとしました。高松高裁も、あらゆる自然災害についてその発生可能性がゼロないし限りなくゼロに近くなならない限り安全確保の上でこれを想定すべきであるという「社会通念」が確立されていないとして、住民側の申立てを退けました。

「社会通念」を持ち出して差し止めを認めないというのです。しかし、福島原発の事故を経験した後の「社会通念」は、二度と福島原発のような事故を起こしてはならないから、原発の安全性は、それこそ最も高度なレベルで確保されていなければならない、事故発生が限りなくゼロにちかくなっていなければならない、ということではないでしょうか。これらの決定を出した裁判官の「社会通念」は、私たち一般人の「社会通念」とは異なるのでしょうか。

東海地震や南海トラフの巨大地震の発生が間近に迫っている現在、福島原発の事故のような事故を起こさないために浜岡原発の運転を差し止めるべきだというのが「社会通念」であることは間違いないと思います。静岡地裁では、「社会通念」から運転差止を認める判決がだされてもいいはずです。

いつ訴訟の判決がだされるのか、その見通しも立つません。私たちの戦いはまだまだ続くこととなります。皆様のご協力とご援助をお願いいたします。

弁護士 鈴木 敏 弘